

看護職賠償責任保険のご案内

滋賀県医師協同組合の看護師、准看護師、保健師、助産師の皆さまへ

看護職賠償責任保険

—賠償責任保険普通保険約款 看護職特約条項—

のご案内

《看護職賠償責任保険の特長》

- (1) 滋賀医協組合員の看護師、准看護師、保健師、助産師の方を対象とする保険制度です。
- (2) 日本国内で行った、保健師助産師看護師法に定められたあらゆる業務を対象とします。
- (3) 法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。
- (4) 業務中の対事故だけでなく、業務中に他人の財物に損害を与えた場合や人格権侵害も補償します。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

1. 保険の内容

(1) この保険にお入りいただく方（被保険者）は・・・

【個人加入の場合】

現在、滋賀医協の組合員の病院・診療所に勤務されている看護師、准看護師、保健師、助産師の方

【病院・診療所が包括してご加入する場合】

現在、滋賀医協の組合員である病院・診療所に勤務されている看護師、准看護師、保健師、助産師の方全員

上記いずれの場合も保険契約者は滋賀県医師協同組合となります。

(2) 保険金をお支払いする事故は・・・

ご加入いただいた看護師、准看護師、保健師、助産師の方が行う業務に起因して

- ◆ 他人の身体に障害を発生させた場合
- ◆ 他人の財物（業務対象者から受託している財物（受託管理財物）を含みます。）に損害を与えた場合
- ◆ 人格権侵害（不当な身体拘束による自由の侵害・名誉き損、口頭・文書等による名誉き損・プライバシーの侵害）を与えた場合にご加入者の皆さまが法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。なお、下記費用もお支払いします。
- ◆ 初期対応費用
看護業務上の事故が生じたことにより、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合
- ◆ 被害者対応費用
看護業務等を遂行することにより、他人が死亡したり8日間以上の入院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知ったとき

【ご注意】

※賠償責任保険では、被保険者（保険の対象となる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。
※ご加入者を含む複数の方が法律上の賠償責任を負担する場合には、ご加入者個人の帰責割合（ご加入者が本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いします。
※病院または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払い対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。
※この保険は、補償（保険）期間中に事故が発見された場合にのみ対象となります。

(3) お支払いする保険金の種類は・・・

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いいたします。

- ① 損害賠償金（示談、和解等による場合でも対象となります）
 - A. 身体事故・・・被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等
 - B. 財物事故・・・被害物の修理費・再購入費用等（受託管理財物についてはその時価額が限度となります。）
 - C. 人格権侵害・・・人格侵害に対する慰謝料等
- ② 争訟費用
・ 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用等
※損保ジャパンの事前承認が必要です。
- ③ 初期対応費用
・ 事故調査費用、通信費等で妥当な費用（ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。）
※社会通念上妥当な金額であり、かつ被保険者が支出した費用に限り、病院が支出すべき費用は対象となりません。
- ④ 見舞金・見舞品費用
・ 身体事故のため死亡または8日以上入院した被害者に対する見舞金または見舞品（ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。）
（※病院の承諾を得て支出した、社会通念上妥当な費用に限りです。）

- * **介護支援専門員業務担保追加条項（オプション）を付帯する場合【個人加入のみ付帯可能】**
 ・ **保険の対象となる業務を拡大することができるため、介護支援専門員としての業務に起因する経済的損失を補償します。**

（４）保険金をお支払いできない主な事故は・・・

下記のような事故の場合、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

【業務上の賠償事故、初期対応費用、被害者対応費用】

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③ 戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④ 地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤ 特別な約定により加重された責任
- ⑥ 所有、使用または管理する財物（業務対象者からの受託物を除く）に対する賠償責任
- ⑦ 海外での医療行為
- ⑧ 受託管理財物の紛失 など

【人格権侵害】

直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者等（被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づく第三者）の犯罪行為（過失犯を除きます。）によって生じた賠償責任
- ② 被保険者の採用、雇用または解雇に関して被保険者等によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 不実であることを知りながら被保険者等によって行われた不当行為に起因する賠償責任
被保険者等によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など

（５）保険期間は平成20年11月1日午後4時から1年間となります。

（６）お支払いする保険金の限度額（保険金額）と年間保険料は・・・

【個人加入】

※保険期間 1年

支 払 限 度 額			1人あたり年間保険料
身体事故	1事故につき	5,000万円	看護師・准看護師 保健師
	保険期間中	1億5,000万円	
財物事故	1事故につき	20万円	5,210円
人格権侵害	1事故につき	100万円	助産師
	保険期間中	500万円	
初期対応費用	1事故につき	300万円	6,340円
見舞金・見舞品	1事故につき	3万円	

※自己負担額（免責金額）はすべて0円です。

- * **オプション補償：介護支援専門員業務担保の場合は上記の保険料に加え、下記オプション保険料（630円）が必要となります。**

- ・ **介護支援専門員としてのケアプランの作成などの業務（ケアマネージャー資格がある場合に限り）における過失により、要介護者に経済損失が発生し、その賠償を請求された場合。**
1事故・1期間中につき 100万円（縮小てん補なし） 630円
自己負担額（免責金額）はすべて0円です。（人格権侵害・介護支援専門員業務担保は縮小てん補なしとなります。）

【病院・診療所加入】 契約方式 包括契約方式 ※保険期間 1年

看護職賠償責任保険を病院・診療所にて包括してご加入頂きます。

一部の看護職の方のみを対象とする加入はできません。

加入者は、看護職の勤務に関する記録を備えておく必要があります。

（保険料は病床数により異なります。下記に20床、40床、50床、100床の保険料（例）をご案内致します。

実際の保険料・保険手続きについては、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

※自己負担額（免責金額）はすべて0円です。（人格権侵害・オプションの介護支援専門業務担保は縮小てん補なしとなります。）

※事故発生時には当該看護職が病院・診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

支 払 限 度 額		（病床数）年間保険料（例）	
身体事故	1事故につき	【病院】	
	保険期間中	5,000万円	20床 48,660円
財物事故	1事故につき	40床 97,320円	
	保険期間中	20万円	50床 121,640円
人格権侵害	1事故につき	100床 243,280円	
	保険期間中	100万円	【診療所】
初期対応費用	1事故につき	14,770円	
見舞金・見舞品	1事故につき	3万円	

3. ご加入方法は・・・

申込締切日：毎月26日※必着 翌月1日から保険開始（中途加入の場合）

4. お問い合わせ先

【取扱代理店】 滋賀県医師協同組合 住所：栗東市総1-10-7
 TEL：077-516-8660 FAX：077-553-6770
 株式会社ドクターズサポート 住所：栗東市総1-10-7
 TEL：077-516-8680

【引受保険会社】 株式会社 損害保険ジャパン
 滋賀支店 滋賀総合支社 住所：大津市打出浜3-20
 TEL：077-521-4666 FAX：077-521-6046

【ご注意】

- 賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- 被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。
- ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。特に、この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は、必ず告知をお願いします。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入の後に以下の変更が生じる場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故について保険金をお支払いできないことがあります。
 ①この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を結ぶ場合
 ②その他加入申込書（加入者証）の記載事項を変更する場合
- 加入者証は、ご契約内容を記載している重要な書面です。内容をご確認の上、大切に保管してください。また申込締切日より3か月経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険はクーリングオフ（契約申し込みの撤回）制度の対象ではありません。
- 事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。
- このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。